

編輯局報情

# 週報

號日三十二月四

第三七號 昭和十一年十月三十一日發行  
昭和十一年四月二十三日發行  
（每週二回水曜日發行）



日ソ中立條約成立す

時局下の健康増進運動	結核の特性と豫防
	乳幼児の體力増強

榮養と健康

五錢

露光量違いにより重複撮影



# 護國の英靈を思ひ奉公の誠を致さん

## 週報

第二三七號  
四月二十三日

### 時局下の健康増進運動

厚生省

結核予防の三大重点

乳幼児の體力増強

栄養と健康

### 日ソ中立條約成る

相續條法の改正  
改正された刑法

大洪山方面の戦況  
支那方面海軍作戦の戦果

一億を突破した我が國人口

一億を突破した我が國人口

四月二十二日(土)

ソ天皇、皇后兩陛下、葉山に行幸啓あらせらる

アに公使館を新設、大島駐獨大使を兼任公使に任命

ロアチアの獨立宣言を公表

海軍航空隊、浙贛ルート

の廣宣、武義、永康等を猛襲

▼日ソ中立條約成る

モスクワで俄爾外相、建川大使、モロトフ外相副印、

なほ滿洲國、外蒙の不可侵を共同聲明

▼獨軍、ベケル、シード入威を公表

四月十四日(日)

大洪山東麓に第二期作戦開始

四月十五日(月)

海軍航空隊、浙江、江甯、福

甯等の敵地帯を急襲

ユーゲーの三地方獨領へ市民管理長官任命

▼交戦水域外の米船は米海軍力に護送する旨

ルーズヴェルト大統領演明

四月十六日(水)

錢塘江南岸に新作戦展開

▼獨軍、十時間に互りロン

ドン猛襲

▼獨軍、サリエ

ツオ占領を發表

四月十七日(木)

少年保護記念日

▼南支沿岸警備を擴大の旨、島田司令長官宣言

▼大洪作戦終了、敵遺棄死傷者二百

▼ユーゲー軍無條件降伏(正式降伏十六日)

四月十八日(金)

昨年十月の國勢調査の結果發表

表さる、帝國の總人口一億五

百二十萬六千八百一人

陸軍航空隊、蒙自地方を猛襲

露光量違いにより重複撮影



護國の英靈を思ひ奉公の誠を致さん

### 週報

第二三七號  
四月二十三日

#### 時局下の健康増進運動

厚生省：二

結核療法の二大重点……………六

乳幼児の體力増強……………三

榮養と健康……………七

#### 日ソ中立條約成る

三

相續税法の改正……………大藏省：五

改正された刑法……………司法省刑事局：三

大洪山脈方面の戦況……………大本營陸軍部：六

支那方面海軍作戦の結果……………大本營海軍部：四〇

一億を突破した我が國人口……………四三

一 發表された昭和十五年國勢調査の結果！

四月二十一日迄

▽天皇、皇后兩陛下、葉山に行幸啓あらせらる。▽スロヴァキアに公使館を新設。大島駐獨大使を兼任公使に任命。▽獨逸、ロアチアの獨立宣言を公表。四月十三日。

▽海軍航空隊、浙贛ルート

の廣信、武義、永康等を猛

爆。▽日ソ中立條約成る。

モスクワで松岡外相、建川

大使、モロトフ外相調印、

なほ滿洲國、外蒙の不可侵

を共同聲明。▽獨逸、ベル

ラー入城を公表。四月十四日。

▽大洪山東麓に第二期作戦開始。四月十五日迄。

▽海軍航空隊、浙江、江西、福建等の敵據點を急襲。▽ヒ總統

ユーゴの三地方獨領へ市民管理長官任命。▽交戦水域外の米船は米海軍力で護送する旨。ルーズヴェルト大統領演明。四月十六日迄。

▽鏡塘江南岸に新作戦展開。獨逸軍、十時間に互りロン

ドン猛爆。▽獨逸、サラエ

ヴォ占領を發表。四月十七日迄。

▽少年保護記念日。▽南支

沿岸封鎖を擴大の旨、島田

司令長官宣言。▽大洪作戦

終了、敵遺棄死體千二百

▽ユーゴ一軍無條件降伏す。式休戦は十八日。四月十八日迄。

▽昨年十月の國勢調査の結果發

表さる、帝國の總人口一億五百

二十二萬六千一百一人

▽陸軍航空隊、蒙自地方を猛爆

### 週間誌

Decorative border containing the weekly news items listed above.

# 時局下の健康増進運動

## 健康増進運動の意義

厚生省

### 「健康」といふ觀念

およそ人として健康を望まぬ者はないだらう。しかし健康ほど、人から粗雑に取扱はれ易いものはない。健康といふ言葉は今日では常識中の常識であるが、健康とは何かといふ間に對して明確な答をなし得る者が果して何人あるであらうか。

「健康」とは、一個の人間として自己の起居に支障がないことだけをいふのではなく、社會人として、また國民としての任務を果し得る身體の状態に在ることである。

従つて身體の一部に不具缺陷があつても、この缺陷を克服して起居に介添を要せず、しかも國家の一員としての資格を果してをれば、その人は健康體であるといへる。

病氣になるには必ず原因がある。日常生活が自然現象に順應し、合理的に身體を保護してをれば病氣にはならぬ筈である。しかし人類が今日のやうな社會生活をしてゐる以上、自然死のやうな天與の樂園は望み得ないことである。自然からかなり歪曲された環境に生活し、天與の樂園が未だ未到の理想郷である以上、われは

與へられた生活物資と與へられた生活環境の中で、できるだけ自己の健康の保持増進を圖らねばならない。例へば工場従業員はその労働とその生活環境を前提として、健康と體力を維持しなくてはならない。農村で時局を擔當して過重労働に従事してゐるものは、その過重努力を前提とした健康體を保持せねばならない。

都會人であつても農村人であつても、從來の環境より悪化した種々の條件の下で保健生活をせねばならぬといふことは、「保健衛生」の意味が、これまでの意味から異つてきたことを意味する。今日では、悪化した生活條件だけわれわれの健康状態を後退させて、しかも健康といふ本來の目標に向つて邁進せねばならぬのであるから、健康街道を進むには強敵を排除しながら前進しなければならぬ。

### 時局下に健康はなぜ必要か

從來日本は天與の資源に乏しいはゆる「持たざる國」として知られてゐた。しかしこの持たざる國も人的資源

の方面では「持てる國」として自他ともに許してゐたのである。即ち人口が稠密であつて農業方面の勞力は飽和點に達し、人口の増加率も世界各國中の上位にあつたから、生産業の方面では選擇の自由と低廉な賃銀によつて事業の効果をあげてゐたのであつた。

ところが滿洲事變から今次事變の勃發となつて、或ひは出でて大陸の戦野に活躍し、或ひは内に銃後の任務に従事すること既に數年、青壯年の男子の勞働力に對する補充として少年層の勞働力すら動員されるに至つた。從來のやうに、都市に集つた勞働者が健康を害しても、徒らに歸郷せしめることは不可能となつてきた。その理由は、勞働資源においても「持たざる國」に等しい状態となり、その補充が困難となつてきたからである。

かやうに生産業だけに例をとつても、健康は事業の遂行に大きな影響を與へるのであるが、更に一般的にいふと、一人が病氣になるといふことは、多くの場合その患者個人の生産力の停止だけではなく、看護のために更に一人の健康人を要するから、生産額の上からいへば二人

分の減産となりへるのである。健康といふことが國策遂行の上にとんな關係を持つてゐるかは、これによつて明らかであらう。

國力の根幹をなすものは健全な國民の數である。現下の時局には、強大で永續性ある勞働力を必要とし、更に次代の擔當者の健全と數とを要求してゐるのである。これに對應する策はたゞ一つ、健康の保持と増進である。

#### 健康維持増進の兩面

かやうに、われわれの健康は個人だけのものではなく、國策の遂行上にも絶對に必要なのである。

人の生活には自由に生活環境を更新し得る状態にある場合と、さうでない場合とがある。自由に生活環境を更新し得る場合には、自ら保健上必要な對策を講じて健康の向上を圖るべきことは當然である。自ら更新し得ない環境の下で餘儀なく勞働を繼續する場合には、その環境を作つてゐる者の方で適當な方策を講じてやらねばならない。

最近諸種の事業の事業主の側で、大分従業員の健康増進のための保健施設に重點をおきはじめてきた。しかし農村方面の保健問題は全く放置されてゐる状態である。

あらゆる國力の基礎ともいふべき農村を、今日のやうな低い衛生状態のままに放置しておくならば、數年の後には恐るべき結果を招來することになるであらう。

健康の保持増進は、都市については根本寒源的に疾病の根絶を圖ることであり、農村に對しては衛生思想の向上と豫防施設の實施である。

都市は都市、農村は農村に即した健康の維持増進法が講ぜられねばならぬことはいふまでもないが、同時にまた個人的對策と並行して團體的對策を講ぜねばならない。しかし現在のやうに醫師が偏在してゐる状況の下では、個人的治療を普及することは困難であるから保健所を設置し、その管轄區域を一家庭のやうにみなして必要な衛生指導をさせてゐるのである。

要するに國民の健康増進には、各個人の認識と公共的施設の双方が必要なのである。

#### 健康増進運動の意味

われわれが常に自分の健康の保持増進に注意すべきことは當然のことであるが、健康な者はとかくその貴重さを忘れがちである。そこで時々健康の重要性を強調することが必要となつてくる。ちやうど學校の考査のやうなもので、一度習つて知つてゐることも考査や試験があるとその効果が一層あがるやうなものである。

今度四月二十八日から十日間に亘つて健康増進運動を實施する理由もこの意味にほかならない。即ち國民各自が健康に留意するやう促すとともに、なぜ今日の時局下に體力を増進する必要があるかを認識させ、國民一人となつて疾病の克服に邁進し、非常時局下に重要な人的資源の涵養と確保を圖らうとするものである。

次に今日國家的の大きな問題となつてゐる諸點を述べてみると次の通りである。

まづ最も憂慮されてゐるものは、青壯年層の間の結核の蔓延である。勞働能力の最も旺盛な年齢階級の間

の病が浸潤してゐることは單に一家の經濟上の問題に止まらず、國家の發展上の一大障礙である。しかもこれが年々増加の傾向を示してゐることは由々しい問題である。

人口問題の喧しい折柄、人口増加の方策を講ずるとも刻下の急務であるが、この問題は經濟その他の對策を講ずることが根本的問題なので、この運動では妊産婦の健康の保持と育児の完璧を期することに重點をおくことにした。

また食糧問題と並行する國民營養の問題も重要である。主食の不足を代用食で補ふことは當然であるが、ここに地方的特殊農産物を活用する必要がある。これらによつて營養上の缺陷を補ふことが、従来の習慣食の配給の不安定を云々するより重要な問題である。いはゆる郷土食の推奨はこの意味にほかならない。

結核、母性乳幼児、營養——この三點がわが國當面の緊急問題であるから、特にこの三點に重點をおいて國民の關心を深めようとするものである。



# 結核豫防の二大重點

厚生省豫防局

の最大の脅威たる結核の豫防撲滅は、單なる國民保健問題中の一課題として取扱はるべきものではなく政府はこの緊迫せる時局下における重要な國策の一つとしてこれをとり上げてゐるのである。

かやうな結核豫防に對しては國を擧げて一致協力、その實行に邁進すべき時機に到達してゐるのであるが、

その進むべき方向についても近ごろ漸く具體的に明確となつてきた。畏くも 皇后陛下より結核豫防に關する有難き令旨を奉戴した記念すべき日、四月二十八日を發端として、全國に健康増進運動が展開されるとき、結核豫防の進むべき道について認識を新たにし、その實行に協力することは正に國民の重大な責務

## 結核豫防の重要性

悠久なる皇國の歴史を顧みても、今日の時局ほど痛切に一人でも多くの健全な國民を必要としてゐる時は未だ曾てなかつたと言へよう。そしてまた、今日ほど結核の慘禍を蒙つた時代もなかつたのである。

試みに近年の我が國の結核による死亡數と死亡率をみると、いづれも年々増加の一途をたどり、つひに昭和十四年度には一ケ年の結核死亡數

は十五萬を超え、最高記録を示すに至つた。更にその内容を検討すると、結核による死亡者の過半数は十五歳乃至四十歳、即ち國民の中堅たる青壯年であり、且つこの年齢層においては他の原因による死亡のすべてを合せたものより結核による死亡の方が多いためである。

國防力の強化に、生産力の擴充に、東亞共榮圏の開拓に、その他各方面に國勢伸展の根幹たる人的資源の確保が急務となつてゐる今日、そ

と云はなければならぬ。

## 豫防の重點

結核豫防を最も有効適切ならしめるためには先づ結核蔓延の機轉を明らかにし、その核心を衝かなければならぬ。結核は他の一般の疾病に比べてその性質が甚だ多面的であり、且つ國民生活の各層と極めて複雑な關聯をもつてゐるから、その實相の把握は、結核病學上からも極めて困難な課題であつたが、最近の結核病學の進歩は漸くその全貌を明らかにして来た。

即ちエックス線検査、ツベルクリン反應、喀痰検査等、結核に關する精密な診断方法の發達によつて、結核の診断は極めて的確となつてき

た。同時に、一般の結核に對する關心の高まるに従つて、これらの方法による健康診断が廣く普及し、殊にこれ

を集團生活者等の全員に適用する集團検査が發達したことによつて、結核蔓延の實狀が漸く數量的に明らかにされ、その原因、その機轉もほゞ明確に把握し得るに至つた。その結果結核の蔓延の殊に著るしい層、從つて豫防の重點としてその全力を傾注すべき對象も自ら明らかとなつて来た。

その第一は結核患者の家族である。結核は曾て家系病と誤られたほど同一家族間の傳染が多いことは既に一般の常識となつてゐるが、最近結核患者家族の健康診断が廣く行はれるやうになつて、その實狀が數字的に

も確かめられるに至つた。

即ち結核患者の家族では罹患者率二〇―五〇パーセント、即ち百人に二―五人乃至五十人が結核にかかつてゐることがわかつた。感染率についてみれば乳幼児の時に既に六〇―八〇パーセントに達してをり、いづれも一般の平均の數倍を示してゐるのであつて、結核浸潤の最も濃厚な對象として豫防上最も注目すべきものである。

第二は工場、事務者、會社員、學生等の集團生活をなす者である。大工場、大學、専門學校等で行はれた集團検査の結果によつて現はれたその結核罹患者状況をみると、健康者として業務に服してゐる者のほぼ一〇パーセントが結核にかゝつてをり、そのう



ちの約三パーセントは既に病症が相  
當進行してゐる状態である。

これ等の罹患者の大部分は自分の  
罹患してゐることには全く無自覚で  
あり、従つてそのまま、勤勞を続ける  
ため病症がやがて悪化して勤勞に堪  
へなくなり、落伍するに至るのであ  
る。そしてこの落伍者の大多数は農  
村に歸り、そこで結核の傳染源とな  
つて處女地に結核を蔓延せしめてゐ  
ることは、結核病學上明らかに示さ  
れてゐる。しかも時局の重大化に伴  
ふ勤勞の過重と都市農村間の人口  
交流の増加はますますこの傾向を助  
長して、結核の増加は止まるところ  
を知らない状況である。即ち集團生  
活者の徹底的な結核豫防は、まさに  
刻下の急務といはなければならぬ。

### 結核の特性と豫防法

結核は他の病氣に比べて極めて複



工場に於ける結核診察

雑多面的で、その正體をつかむのが  
誠に困難なものであり、従つて豫防  
方法も概念的なものであつたが、最  
近における醫學の進展は漸くその全

貌を明らかにし、その豫防について  
も漸く明確な方法を指示し得るに至  
つた。その概略は次のやうである。

◇ 大部分の人が一生に一度は結核に感  
染する。しかし九〇パーセント以上の人が  
が全然發病せず、完全に健康を保つてゐ  
るのであつて、發病する人はその一  
〇パーセントに足らないのである。  
しかし患者に常に接近してゐる人々  
は、一度に多量の結核菌の侵入を受  
ける機会が多く、そのために發病す  
る割合が多い。だから、結核にまだ  
感染してゐない人は感染、殊に多量  
の菌による感染を防ぐことが豫防の  
第一である。それとともに、いつ感  
染するかわからないから、時々ツベ  
ルクリン反應等によつて感染の有無  
を注意してゐることが大切である。

◇ 結核に感染した人の一部分が發病す  
るのであるが、その發病は大部分が感染  
後一年乃至二年以内である。感染した  
人がこの時期に身心の保護、即ち休  
養睡眠を十分にとり、鍛鍊を避け、  
衛生を守れば發病を防ぐことが出来  
る。

◇ 感染後一、二年を無事に経過すれば  
その後には發病することは極めてすくな  
い。またその後には感染する機会があつ  
ても發病することは極めて稀である。

◇ 結核は發病しても極めて自覺症  
に乏しく、初めは體力もあまり衰へない  
場合が多い。従つて健康と信じて働い  
てゐる人の中にも結核病變をもつて  
ゐる人が豫想外に多數發見される。  
これらの人がそれと知らずに勤勞を  
續けてゐると、やがては回復困難な

重症に陥る。それに反し病狀を知つ  
てそれに適合した生活を行ひ、適切  
な治療を受ければ比較的速かに治癒  
に越くものである。なほこの場合適  
度に調節さへすれば勤勞を繼續し得  
る場合も少くない。

自覺症が少いために、進行した  
結核で咯痰の中に菌を排出してゐる  
のにかゝはらず、それを知らずに大  
勢の人に立交つて働いてゐる人も少  
くない。これらの人は結核の傳染源  
となつてその周囲に澤山の結核患者  
を作る場合が多い。かうした結核の  
傳染源を發見して適當に處理するこ  
とが、結核豫防上最も重大なことの  
一つである。

以上を通じて結核豫防上特に注意  
すべきことは、結核は自覺症に乏

しいため、かゝつても知らずにゐるこ  
とが多いから、健康と信じてゐる人に  
も健康診断を行つて、その中から罹  
患者を發見しなければならぬ、と  
いふことである。更に結核の豫防方  
法は、未感染の者、感染直後の者、感  
染を無事に経過した者、輕症患者、  
開放性患者等、その個人の結核に關  
する經歷によつてその手段を異にす  
るのである。従つて適切な豫防を行  
ふためには、その前提としてまづ健  
康診断によつてそのいづれに屬する  
かを類別しなければならぬ。結核  
豫防において健康診断が極めて重要  
視されるのは以上の理由に基づくも  
のであつて、すべての豫防方法はこ  
れを基礎として行はなければならない。  
ない。



健康診断の街頭出陣

の数は一ヶ年の結核死亡者の三倍乃至五倍と推定されてゐる。これによると一ヶ年十五萬人の死亡者を出す我が國では、四十五萬乃至七十五萬の開放性結核患者がある

まづ先決問題は患者の診断を明確にすることである。結核を徒らに恐れるためにその診断を不明確にして現実に目を蔽つてゐる間に、相次いで家族間に犠牲者を出してゐるの

なほ上述の結核に對する特殊の豫防方法のほかに、一般的な健康増進上の必要條件である、空氣、日光、栄養、住宅その他諸般の事項が結核豫防と重大な關聯を有することはいふまでもないが、こゝには省略することとする。

### 患者の家族の豫防

結核傳播の危険の多い開放性患者

は結核診断の的確になるに従つて更にこれを超過してゐるものと推定されるに至つた。これらの人の家族は日々結核の脅威に曝されてゐるのである。しかし合理的な豫防方法を講ずるならこの脅威を除くことは必ずしも難しくはない。



同 上 内 部

現在の結核患者の家庭の實狀である。この恐るべき現狀は、患者と家族と主治醫の正しい理性によつて打破しなければならぬ。患者が菌を排出することが確定したならば、療養所に入るなり、家庭で傳染防止の法を講ずるなり、とにかく豫防の方針を立てることが肝要である。

家族については先づエックス線検査、ツベルクリン反應等による精密検査が必要である。診断が確定すれば、前述の方針に従つてそれ／＼に感染の防止、發病の阻止、或ひは早期治療等の方法を講ずることが出来る。特に結核患者家族中の未感染者は大量の菌の感染を防ぐやうに保護する必要がある。その中でも乳幼児の場合は、感染は發病であり、發病

は即ち死亡であるから最も注意を要する。なほ健康診断について必要ある場合は、主治醫の指導の下に、健康相談所、保健所等健康相談施設の利用が望ましい。こゝには常に精密検査の用意が整つてゐるからである。

以上の豫防方法を完全に行ふためには主治醫の的確な指導と、患者の主人或ひは主婦の十分な理解とが必要である。この際特に要望されるのは、醫師の大乗的見地に立つた積極的の指導である。これは患者家族の重なる不幸を未然に防ぐとともに、重要な國策である結核豫防に對する最も有力な協力であるからである。

### 集團生活者の豫防

集團生活者の結核豫防の場合に

も、その醫學的原則には變りはない。まづ全員に對し集團検査を行ひ、その結果により各人の結核に關する經歷によつて類別し、それ／＼それに適應した豫防方法を適用しつゝその経過を監視してゆくのである。

これを實施する場合に先づ大切なのはその組織である。即ち指導者を中心としてその全員の一人々々に目ざとび、その健康状態を注視しつつ、その勤務を個別的に調節指導し得る組織である。しかし實際問題としては、工場は工場として、學校は學校として、それ／＼確立された組織の下に運営されてゐるのであるから、結核豫防をこの組織の中にとり入れてこれと融合させる方針に進むべきである。即ち結核豫防を特殊の



問題として切り離すことなく、勞務管理の重要な一項目として、或ひは教科の重要な一課目として實施すべきである。

集團における結核豫防は、正確な醫學的見地から企畫され且つ指導されなければならぬ。従つて工場醫、學校醫には企畫者の一員として十分な権限を與へられる必要がある。集團における醫師の使命は個人の要求に應じてその診察に當るのではなく、その集團全體を一つのものと見てその疾病を除き健康を増進することにある。このことは、集團の管理者にも醫師自身にも十分に認識されなければならない。

更に結核豫防上重大な役割を務める者は、工場では各職場の監督者、學

校では教員等、直接指導に當る者である。結核豫防は各個人の自覺に待つことはなく、困難であつて、むしろその直接の監督者の指導に俟つところが大きい。従つて各監督者が結核豫防に關する十分な知識と理解を持つことが最も要望されるのである。

以上の組織、企畫、指導の方針のもとに、年一回若くは二回の集團検診と、その間の豫防指導が行はれて、集團全員の健康が結核豫防の見地から完全に管理されるならば、集團結核豫防の効果は大いに期待できるであらう。

### 豫防対策の動向

以上結核豫防上最も重大視すべき

結核患者家族と、集團生活者に對する豫防の方針を略述したが、これらを中心として廣く一般國民に及ぼさるべき我が國の結核豫防対策も、漸く新たな飛躍をみせようとしてゐる。即ち政府では結核豫防を重要國策の一として、まづ結核病床十萬床の設置と、健康相談施設網完成の五年計畫に發足するとともに、農村結核豫防、都市小兒結核豫防も着々歩を進めてゐる。更に國民體力法も結核豫防を重大目標として施行され、健康保険も結核に對する醫療給付期間が延長されるに至つた。傷痍軍人の結核に對してはその施設は既に殆んどその完成をみてゐる。

皇后陛下の令旨を奉戴して設立された財團法人結核豫防會も、政府と

協力して、結核豫防対策の調査研究、豫防思想の普及、結核豫防職員の養成その他に活動を開始した。一般工場、會社等でも漸く集團檢診を施行する氣運に向ふとともに、痰養所設置の計畫も現はれてきた。これら結核豫防事業の全面的速進を促すために、政府では徹底的な結核豫防法の改正を企圖してゐる。これら諸対策の進展に伴つて國民一般の結核豫防に對する關心も高まり、我が國の結核豫防も漸くその黎明を迎へたものと云へよう。

しかししてこの原動力となつたものは、昭和十四年四月二十八日、皇后陛下より賜はつた令旨であつてこれによつて我が國の結核豫防事業に一紀元を劃したことは、に多



## 乳幼兒の體力増強

厚生省體力局

言を要しない。國民は一致協力してこの重大なる事業を完遂し、御徳旨

にさたへ奉る日の一日も早からんとを期せねばならない。

時局の進展に伴ひ東亞共榮圏の建設が喫緊の急務となつてきたので、我が日本民族の増強が一段と重要な國策となつてきた。この人口政策の成果こそ日本の將來を決定する鍵とみるべきものであらう。さて人口増殖の根幹をなすものに二つある。一つは出生力の増強であり、他は死亡者数の低下である。我が國の出生数はこゝ數十年來増加の傾向にはあるけれども、人口千に對する出生数の比率、即ち出生率は、大正九年の三六・一九を最高としてその後は一進一退の状態にあり、だいたい選滅の二途を辿つてゐるものと認められる。殊に現下の時局において民族的に一大飛躍をなすべきときに當り、昭和十三年には事變の影響を受けて二六・七に低下してゐるのである。この際我が民族の出生



種類の概要を掴み得るものと思ふ。さて、この一斉診査の結果をみると、いづれの府縣も栄養障碍と消化器系疾患が一番多いのであつて、脱腸を便宜上この部類に入れて取扱つたが、これを除外しても乳幼児が消化器系統の疾患に罹つてゐるものが非常に多い。尤も診査の時期が大體夏季であるからこの影響を受けるところも多かつたらうと思ふ。この栄養障碍症の一部に穀粉栄養障碍を加へてあつたところもあるが、重湯、ちく粉ばかりによる營養法は早急に改めなければならぬ。

とは誠に意外だが、若しも冬季に一斉診査を行つたとしたら、どんなに多數の乳幼児が呼吸器を害してゐるか想像に餘らう。結核に關するものが存外少なくなつてゐるが、これは特別な精密検査をしたわけではないから、實際の數より少なくなつてゐることとはやむを得ない。結核性疾患もただ呼吸器系のものばかりでなく、淋巴腺、その他の疾患といふ部類の中にも相當含まれてゐることは想像し得るであらう。

示してゐる證據である。その大部分を占めるものは乳兒脚氣で、これは授乳婦の營養改善の指導をするより他に道はない。その他ビタミンA 缺乏からくる夜盲症、角膜乾燥症または軟化症、ビタミンC 缺乏からくるペルロト氏病等の防遏については、人工營養の適正な指導を必要とする。殊に不良な育兒用乳製品の適正な改善取締を必要とするのである。ビタミンD 缺乏からくるものは佝僂病であるが、これは従來北陸地方に多いとされてゐたが、わが國いづれの地方にもみられるものであつて、日光不足のところでは乳兒を育てるやうな不衛生から惹き起すものであるから育兒衛生知識を徹底させることが必要である。

傳染性疾患にかゝつてゐる乳幼児を一斉診査場につれてくることを遠慮させたのであるが、それでも傳染病のものをみてゐることは遺憾である。その中で多いのは百日咳、次が麻疹である。先天性梅毒も少數あるが、これは梅毒反應等によらずたゞ視診上決定したものと思はれるから、實際の數字はかなりあるのではないかと思はれる。

れてゐる。先天性弱質による乳兒死亡を減少させるためには、母性の營養指導、過勞働の防止、梅毒、妊娠腎等の治療を十分に行はせて胎兒の發育を完全に遂げさせるより他に道はないのである。また下痢及び腸炎、肺炎による乳兒死亡を減少させるには、適正な乳兒の營養指導と疾病の早期発見と治療を完全にするよりほかに道はない。わけても乳兒の營養

指導については人工營養法と離乳法の指導が大切である。なほ新鮮な空氣を吸ひ、日光に當り、適當に運動して心身を鍛錬するとともに、衣服その他に關する一般衛生に留意しなければならぬことはいふまでもない。以上の指導よろしきを得れば、主要文明國のやうに乳兒死亡率を半減せしめ得て乳幼兒の體力向上を圖ることも敢へて困難ではないであらう。

なほ都市及び農村の乳兒の發育保健状態に關する二、三の比較調査をみても、いづれも農村のものが劣つてゐる。これを以てみても農村における乳幼兒の保健指導が特に重要であらう。

先天性弱質、下痢及び腸炎、肺炎の三つは、乳兒の主要死亡原因とさ



### 栄養と健康増進

厚生省衛生局

#### 栄養の重要性

食へなければ戦へぬとは、洋の

東西、古今を問はず言はれてきたことである。この簡単な言葉の中に、古來地球上幾多の國々が榮え、ま

た多くの國々が滅びていつたのである。しかし同じ食糧でも現代では、よりよく戦ふ源を供給することも出来るし、少い量で上手に戦ふこともできるやうになつた。この使ひわけが即ち榮養である。

第一次世界大戦において、白國領土に一人の敵兵も入れなかつたドイツが戦の要目を見たのもその原因は食糧の不足に基づいてゐた。忍苦よく研究と準備を怠らなかつたドイツが、今次の歐洲戦亂に當つて忽ち白和佛英の軍を蹴散らして電撃的勝利を収めつゝある原因には、國民榮養の問題が與つて大いなる力があることと思はれる。

我々は無關心に飽食して自己の身體を壊すことも出来、また食物に

よつて身體をより健康に保つこともできるのである。食の重要性は平時たると戦時たるとを問はず、國民の一人々々が常に心がけねばならぬことであり、食に對しては常に感謝の念を忘れず、榮養學の教へるところに従ひ、自己の生理的の要求量に照らして攝取し、國の生産量と自己の經濟、社會の安寧等に十分の思ひを廻らすことが必要である。

しかし食糧に豊富に恵まれてゐる間は、とかくこれに對する感謝と關心を忘れがちなるものである。今や我が國は、戦ふこと五年、その大目標たる新東亞の建設に一億を一つにして邁進してゐる時であり、世界の趨勢はまた目まぐるしいほどの變遷を示し、いつ如何なる事態の發生を

みるか豫斷し得ない緊迫した状態となつた。こゝに我が國はこれらの情勢に對處すべく、高度國防の國家確立に國をあげて努力してゐるのである。

このため最近食糧事情も漸く窮乏となつてきたのであるが、これは長期戦をやつてゐる以上むしろ當然なことといはねばならない。食糧の確保、節約は、或ひは切符制度、或ひは職業別による割當の配給、何々無じ日等となつて現はれてくるのであるが、我々はこれを、食の公共性を十分に味ひ、食に對して十分の認識を深めるいゝ機會としたい。

食にどんな不自由が加はらうと、國民の健康増進、確保は一日も忽せにすることは出来ない。いや、か

かるときこそ一層健康を増進し、増大された産業を擔つて銃後を全うせねばならぬ。こゝに國民體力の増進運動があり、國民榮養の改善確保運動があるのである。

### 食に對する感謝と榮養

米一粒にも天の恵みが豊かに盛られ、これに注がれた農家の勞苦を思へば、たとへ一粒の米であつても無駄にすることは出来ない。米への尊敬は、やがて食物のすべてに對する感謝となり、食に對する感謝の念は、食物の一つ／＼を十分に活用することになる。食物を十分活用することは榮養學の教へるところを實踐することである。

申すも畏き極みながら、尊き御身

を以て賤が家の竈の煙にさへ深く御念あらせられ、或ひは御自ら御供を御節約遊ばされた御事蹟さへ拜する。この大御心は常に國民全般に反映して、我々の祖先はよく時艱を克服して國威を輝かしてきた。これ等をよく考へ合せるとき、我

私は食に對して一層の感謝の念をささげ、國に一人の飽食者を作らず又一人の飢ゆる者をも無からしめることこそ、國民一人々々の任務であつて、食に對する公けの生活をよく認識して、有るは無きに通じ、生産者、配給者、販賣者、消費者は各、實情み、買溜め、浪費等を一切なくし、食内容の榮養化と食生活の合理化とを圖つて榮養の本義を完うするやうにしなくてはならない。

### 食内容の榮養化

腹加減で食物をとることは決して身體を十分に養ふこととはならず、かへつて口に禍ひされて病を招くもととなる。習慣的に攝つてゐる食物の量は、常にその者の生理的の要求量より大きい。これを保健食量に是正すれば、これによつて、食物の量を減らし、榮養の効率を高め、健康の増進を圖ることが出来るのである。これは幾多の榮養改善の實績が雄辯に物語つてゐるところであつて、我々はこの際、自己の食内容を榮養化することにまづ努めなければならぬ。

我々の身體は蛋白質、脂肪、含水炭素、無機質、特殊成分、水から成

つてゐるが、日々の生命を維持し、活動を続けるために、これらこの成分は消耗されてゆくから、どうしてもこれを体外から補給しなくてはならない。これが食物であるから、食物の組成は必ず身体の消費成分を満たすものでなくてはならない。こゝに栄養の攝理があるのである。

食物は多くの食品から成るものであり、食品の一つ／＼は以上の成分をいろいろに含有するものである。故に食事はそれを組立ててゐる食品をそれ／＼の成分の總和によつて、身体の消費成分を満たして行かうとするものである。これが身体の失つた成分をそれ／＼十分に補へる場合には、身体の健康を保つことができる。しかし若し食物の成分が身

體の要求するものを満たさなかつた場合には、身體の機能の上に障害を來すのである。即ちいろいろの病氣として現はれるか、或ひは病氣とまでは行かなくとも、身體的活動がその能率を低下せしめられることとなるのである。

このやうに我々は食物の形で身體に必要な各種の成分をとるのであるが、どんな食品でも、一つの食品だけで身體の要求するすべての成分を、質と量との二つの點で十分に満たし得るものは無いのである。従つて、各種の食品の撰擇、組合せを行つて營養的に食物をとるやうにしなればならない。營養的に食物をとるやうにさへすれば我々の身體の生活を保つことは勿論、健康の増進を圖

ることが出来るのであつて、米でなくてはならぬとか、麥でなくてはならぬとかいふことはないのである。必要な成分を、どんな食品からでもよいからとり込めばよいのである。

この見地からすれば代用食といふ觀念は、自から解消することに氣づかれることであらう。また食品を互に流用し、多角的に食品をとることの妙を理解する事が出来ると思ふ。食品の一つ／＼の組成成分の含有量は食品の成分分析表によつて知ることが出来るから、これについて十分な知識をもち、その運用に通ぜられることを希望する。しかし實際上の問題としては、各食品についてその成分の大綱をつかむことが必要であるから、次のやうに甲、乙、丙の三

類に分けることにする。このほか、特殊成分としてのビタミン類と無機質等を併せて考へれば、食内容の營養化を圖ることが出来るのである。

甲類 蛋白質豊富なもの 鳥、獸、魚、肉介類、乳、卵、蠶、蠶蛹等

乙類 含水炭素豊富なもの 穀類、芋類、麵類、パン類、蔬菜類、海藻類等

丙類 脂肪豊富なもの 動物性並びに植物性油類及び脂肪等

このうち、甲類に入るものは身體の蛋白質を補給するもので、一日一定量は是非とも必要なものであるから、どの形ででもよいからこれ等の食品は必ず副へなければならぬ。乙及び丙類に入るものは共に熱及び

力のエネルギーとなるものであるから、身體活動上、是非その必要量を供給することが肝要である。但し乙と丙とは互に融通し得るものであるから、どれをどれだけと、はつきりと決定できないのである。しかし甲類ばかりの品数を重ねたり、乙類の偏重になつたり、むやみに丙類のみをとつてはならない。これらに無機質、ビタミンの類を十分に配當することも常に忘れてはならない重要な事柄である。

いま、營養的な立場から一般の食内容を眺めると、都會では、甲類に偏する傾が多く、農村では全く乙類にのみ依存する場合が大多数である。日本人の生理的要求量は、性、年齢、勞作條件等によつて大體の

攝取標準が定つてゐるが、これ等はすべて今までの習慣による攝取量よりは低いものである。従つて食内容を營養化すればこの生理的の量で十分に機能を發揮できるのである。今こゝではくはしい具體的の説明までは出来ぬが、道府縣廳衛生課、保健所などにはそれ／＼専門の指導者がゐるから、大いに利用して、團體でも家庭でも、速かに食内容の營養化を圖られるやう希望する。

なほ郷土におけるいはゆる郷土食を營養的に検討して、各郷土の營養食を誇るやうにするのも望ましい。更にこの際特に内容の營養化を望みたいのは、旅館、料理店等の料理であり、この際各業者の一層の協力を切望する。

### 食生活の合理化

食内容の栄養化とともに是非とも實踐をすゝめたいことは食生活の合理化である。これは今まで全く自由に委せてあつた食生活を合理的に立て直すことであり、まづ第一に實行すべきことは、完全咀嚼の勵行である。これは消化吸収を助け、食物の營養的効率を向上せしめる。但しこれによつて攝取食品の數量が著しく減るといふやうなことはない。次に偏食の矯正と間食の戒めであるが、偏食は次第に身體機能を損ふばかりでなく、精神的にも偏する原因となるものであるから、食内容を營養化して、努めて各種の食品をとるやうに心がけるとともに、食に

對する我儘を是正することが肝要である。間食は特に都會の子供に蔓延してゐる悪風習であるが、これは一つは毎回の食をなほざりにするから起るのである。

なほ、調理に際して、魚鳥獸の内臓、骨等、蔬菜、芋類等の葉、皮など、營養分をなほ多分に含むばかりか、むしろ他の部よりも貴重な成分を含む部分を棄て去つて省みぬ風を改め、これ等の廢棄部分を權力利用して食膳に上せるやう十分の注意を促し度い。またお産所から出る厨芥による食用動物の飼育、空閑地利用の自家用蔬菜の栽培等自家食内容の營養改善の方面への利用に十分に役立てたいものである。これも食生活合理化の一面である。

更に炊事方法の合理化方策として、更にまた營養改善の指導的實踐として、集團の給食がある。これには學校給食、工場給食、農村共同炊事等をあげることが出来る。これらは現在では、材料の生産確保と十分の關聯を持つた上で計畫を實行するのでなくては長期に亘る成功を期し難い。であるから共同購入の方法とか計畫栽培の方策等を講じて、それ等の獨立性を保つやうに實行されることが必要である。こんな集團給食は常に非常な成功を納めてゐる。

以上のやうに、この際一層の健康の増進を計るために、我々は一日も速かに食内容の營養化と、食生活の合理化とを圖つて、銃後國民としての務めを十二分に果さねばならない。

## 日ソ中立條約成る

松岡外相は獨伊訪問の途次、ソ聯の首都モスクワに立寄り、モロトフ人民委員會議長と會談を遂げ、歸途さらにモスクワに赴き、四月七日以來モロトフ氏と會談を重ね、十二日には更にスターリン書記長と重要懇談を行つた結果、ここに日ソ兩國の國交調整に關して双方の合意成立し、四月十三日午後三時（東京時間午後九時）、帝國代表として松岡外相及び建川駐ソ大使、ソ聯代表としてモロトフ人民委員會議長兼外務人民委員は、日ソ間中立條約に調印した。

同條約は、全文四ヶ條よりなり、第一條において兩締約國は平和及び友好關係を維持し相互にその領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約し、第二條は締約國の一方が第三國より軍事行動の對象となる場合、他の締約國は該

紛争の全期間を通じて中立を守ることと定め、第三條はその批准を了した日より本條約を實施し且つ有效期間を五年とすることを取極め、第四條は批准の手續きを定めたものである。

なほ右調印と同時に、日ソ兩國政府は兩國間の平和及び友好關係を保障するため、帝國政府は蒙古人民共和國の、またソ聯政府は滿洲帝國の領土保全及び不可侵を尊重する旨の極めて重要な聲明を行つたのである。

### 條約と兩國政府聲明の要旨

因みに、日本國及びソヴェト聯邦間中立條約要旨は次の通りである。

大日本帝國およびソヴェト聯邦は、兩國間の平和および友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され中立條約を締結することに決し左の如く協定せり。

第一條 兩締約國は兩國間に平和及び友好の關係を維持し且つ相互に他方締約國の領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約す

第二條 締約國の一方が、または二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛争の全期間中、中立を守るべし

第三條 本條約は兩締約國においてその批准を了したる日より實施せらるべく且つ五年の期間效力を有すべし、兩締約國の何れの一方も右期間満了の一年前に本條約の廢棄を通告せざるときは本條約は次の五年間自動的に延長せられたるものと認めらるべし

第四條 本條約は成るべく速かに批准せらるべし、批准書の交換は東京において成るべく速に行はるべしなほ、右條約の調印と同時に、兩國政府は次の要旨の聲明を行つたのである。

「大日本帝國政府およびソヴェト聯邦政府は兩國間

に締結せられたる中立條約の精神に基づき兩國間の平和及び友好關係を保障するため、大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全及び不可侵を尊重し、ソヴェト聯邦は滿洲帝國の領土の保全及び不可侵を尊重す

#### 日ソ中立條約の意義

かくして、日ソ中立條約の締結と同時に、日ソ兩國が外蒙ならびに滿洲國に對し、それ／＼その領土を尊重し不可侵を約する旨の聲明を發したことは、更に重大なる意義があるものとして注目され、即ち、帝國及びソ聯は中立條約の精神に基づき、日ソ兩國間の平和ならびに友好關係を保障するために、従来日ソ兩國間に介在して兎角兩國間に紛争を惹起し勝ちであつた外蒙ならびに滿洲國についても、帝國ならびにソ聯がそれ／＼その領土保全と不可侵とを確保することが、兩國間の平和増進に缺くべからざるものである點に着眼したものであつて、この日ソ兩國間の聲明により、かつて兩國間に起つたやうな事件も、今後は自然にその發生を防止されることになつたわけで、日ソ兩國はこの聲明によつて、可及的にアジアの平和を確保するといふ

方針を表示したものと見ゆるのである。

なほ、日ソ中立條約の成立について、世界的戰亂の擴大を防止せんとする日獨伊三國條約の精神を擴充強化するものであるとの近衛首相談が發表されたが、その要旨は次の通りであつた。

「さきに政府は、日獨伊三國同盟條約を締結致し、世界的戰亂の擴大を防止し、右條約を樞軸として大東亞全局の平和を確保せんとする不退轉の決意を中外に表明したのであるが、これのために日ソ兩國が、永續的基礎の上に平和及び友好の關係を鞏固ならしめ、以上記同盟條約の精神を擴充強化することが必要とあらざることはいふまでもないところである。

政府は、この信念に基づき、ソ聯邦との間に國交を根本的に調整せんがため、かねてより交渉を重ねつゝあつたのであるが、この度松岡外相のモスクワ訪問を機として、双方の話し合が急進展を見、こゝに松岡外相、建川大使及びモロトフ外務人民委員間に、四月十三日を以て別に發表した如き中立條約の調印が行はるゝと共に、別に兩國間の聲明を以てわが方は蒙古人民共和國のソ聯邦は滿洲國の、それ／＼領土保全ならびに不可侵を尊重し、以て滿蒙國境の平靜化を期することとなつたのである。

本條約が日ソ國交上、劃期的意義を有することは勿論、世界平和の促進にも資するところ大であると思ふ。なほ、本條約を基礎として各種懸案が急速に具體的解決をみるに至るべきことも信じて疑はない。

#### 中立條約と不可侵條約

次に、日ソ中立條約の第一條に、「兩締約國は兩國間に平和及び友好の關係を維持し且つ相互に他方締約國の領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約す」とあることによつて、この條約と不侵條約或いは不可侵條約と如何なる差異があるかとの疑問を生ずるが、不侵條約或いは不可侵條約は、第三國の攻撃といふが如く第三國の存在に重點を置いてゐるが、中立條約では、締約國相互間の存在に重點を置き、一般に第三國の存在は第二義的なものとされてゐるのである。

しかしながら、そのやうな差異は法律的には重視されるが、政治的見地からは嚴重な區別をつける必要はなく、例へば一九三一年七月のソ聯・アファガニスタン中立及び不侵條約、ならびに一九三三年九月のソ聯・イタリア友好不侵

略中立條約の如きは、二つの性格を備へてその實際適用上の完璧を期してゐるものもあるのである。また、一九三九年八月のソ聯・ドイツ不可侵條約第二條に、「締約國の一方が第三國により攻撃された場合他の締約國は右第三國を援助せず」とあり、名は不可侵條約であつてもその實は中立條約の性質までも兼ね備へてゐるものさへもある。

従つて、中立條約と不侵略條約或ひは不可侵條約との間には、その形式上も劃然たる區別がつけられない譯である。もつとも、法理的解釋からすれば、不侵略條約と不可侵條約との間にさへも區別が設けられてをり、即ち、不侵略條約とは政策として締約國がお互の領土を侵略せぬことを約定するものであり、不可侵條約の方は、締約國相互に相手方の持つ國策の基本としての不可侵權を認めるものである。

ところが獨ソ間には一九三九年のソ獨不可侵條約と一九二六年のソ獨中立條約とがあり、この二つの條約の關係は、時間的に後で成立したソ獨不可侵條約がその前文におして、一九二六年のソ獨中立條約の基本的規定より出發して左の通り協定す」と規定して、兩條約相俟つて二重に兩の

國交調整を保持することを示唆してゐるのである。因みに、ソ聯が各國と締結してゐるこの種の條約は次の通りである。

- 一、ソ土友好及び中立條約（一九二五年締結 一九四一年三月二十四日再確證）
- 一、ソ獨中立條約（一九二六年）
- 一、ソ・イラン保障及び中立條約（一九二七年）
- 一、ソ・アフガニスタン中立及び不可侵條約（一九三一年）
- 一、ソ伊友好不侵略及び中立條約（一九三三年）
- 一、ソ獨不可侵條約（一九三九年）
- 一、ソ・ユーゴスラヴィア友好不可侵條約（一九四一年四月）

#### ソ聯紙の論調

なほ、日ソ中立條約成立に對し、ソ聯政府機關紙イズヴェスチヤは、「日ソ關係の歴史的展開」と題する社説を掲げ、新條約により日ソ關係は新たな善隣友好的局面に踏み出したと、その重要性を強調し、大要次の如く論じた。

「日ソ中立條約は、一般的な日ソ關係の正常化にとつて大きな意義を有するものである。しかも右は第二次世界戦争の眞只中

において、その終焉の見透しもつかぬどころか寧ろ益々範圍を擴大し、益々多くの國民を戦禍の中に捲き込みつゝある時に締結されたことにその重要性がある。

ソ聯は兩國間の敵對的雰圍氣を除去し、友好關係の途をとらんとする希望に對しては明らかに衷心から歓迎するものである。日本の現内閣は成立の初めから日ソ間の平和的善隣關係に對し理解を示し、近衛首相及び松岡外相はソ聯との友好關係確立の希望を強調してきた。

ソ聯政府はあらゆる近隣國との外交關係を平和政策の基礎の上に置いてゐるから、この日本側の努力に對し正常な評價と同情を寄せたのは當然であり、去る十三日モスクワにおいて調印を了した日ソ中立條約はこの相互諒解の歸結である。

もとより本條約は日ソ間の懸案たるすべての問題を解決するものではないが、その解決に向つて直接の途を拓くものであり、従來漁業協定・通商條約その他種々の經濟問題解決の交渉に際し、多大の困難が伴つた事は周知のところであるが、右は日ソ兩國間の根本的政治關係が未解決状態のまま残されてゐた事に由来するものである。

また、日ソ中立條約と同時に行はれた蒙古人民共和国と滿洲國間の領土保全ならびに不可侵を相互に尊重する宣言は、國境

紛争に終止符を打つものである。かくして本條約は平和の確立に貢獻するのみならず、兩國間における眞の善隣友好關係樹立の可能性をきり拓くものである。

かくて、日ソ關係は幾多の重大試練を経た後に、今や難かしく成果を約束する新たな局面に入つた。ソ聯國民は疑ひもなく、今回の新たな平和的行動即ち日ソ兩國間における中立條約の締結を十分なる満足以て承認するであらう。」

#### 成立に對する各國の反響

次に、日ソ中立條約成立に對する各國の反響を一瞥すれば、以下の通りである。

まづ、滿洲國官憲は、本條約の成立により滿ソ・滿蒙間諸懸案の急速なる具體的解決をみるものとして、左の如き見解を表明した。

「滿ソ關係は、一昨年ノモンハン停戰協定の成立以來やゝ改善を示し、更に今年に入り日ソ漁業協定の成立せられるに至つて兩國間の關係は一段と親善し、日ソ間の全面的國交調整の氣運も醸成しつゝあつたが、今回、東亞ならびに歐亞の兩雄邦が從來の行きがかりを一掃して新條約を締結したことは、



盟邦日本の偉大なる國威の反映といふべく、日滿一體下にある滿洲國としては滿腔の歓迎の意を表はすものである。」

一方、重慶よりの外電によれば、日ソ中立條約の成立に驚駭した重慶政府は、ソ聯政府に對し抗議を發するのではないかとみられ、重慶政府内一部では同條約は一般に何らソ聯の對蔣援助を減少せしめるものではないと信じてゐる向きもあるが、何れにしても日ソ條約の結果に對し重慶は極めて焦躁の色を示しつつあり、また、重慶側軍部機關紙たる掃蕩報は「日ソ中立條約の成立は重慶側に何ら好もしからぬ影響を及ぼすものではないが、日ソ兩國關係に或る種の心理的效果を醸成するために役立つであらう。」とし、重慶大公報は「日本は新條約成立の結果、直ちに南進政策を展開し、太平洋戦争を惹起せしめるであらう。」との妄評を下した。

次に獨伊側の反響をみれば、日ソ條約は三國條約強化が目標なりとして、いづれもその意義の重大性を指摘し、條約の成立を歓迎してゐたが、まづ、ドイツ外務省機關紙たる外交通信の論評を記すれば、以下の通りである。

「ドイツは日ソ中立條約の成立を衷心より歓迎する。それは、

ハル國務長官は十四日に、次の要旨の公式聲明を行つた。

「日本とソ聯との間に今回成立した中立條約の意義は、今日の新聞にも報道されてゐる通り過大評價されてゐると思ふ。右協定は、日ソ兩國の間にすでに存在してゐた状態を單に文書としたのみで、何ら驚くに當らない。現在まで日ソ兩國政府間には、この既存の状態を文書にするかどうかといふ點においてのみ多少の疑問が存在したのである。米國政府の政策は、勿論本條約によつて何等の變更はない。」

なほ、米國の極東關係消息筋の綜合意見としては、左の通りと傳へられてゐる。

「この條約の狙ひどころは何といつても、これが英米に與へる心理的効果に第一で、これを契機として直ちに日米間に重大情勢の展開があるものとは考へられない。」

米國としては今後對英援助政策遂行上、如何に大西洋における海軍力の強化を欲しても、こゝ當分は現在の太平洋における海軍力を釘付けにせざるを得ないと同僚、英國もシンガポールその他極東地區の兵力増強の必要を感ずるに至るであらう。

しかし、新條約には、日ソ双方の滿洲國・外蒙よりの撤兵を規定した點は見當らず、この點や、明瞭を缺くことは見逃し難

本條約締結により、日本は極東においてその意圖する新秩序建設に専進し、東亞諸民族の共榮を妨害せんとする第三國の干渉を排除する餘餘が出來たにほかならぬ。

最近、ユーゴスラヴィアで大打撃を受けた英國は、今また、極東においてその策謀を無にするに至つた。米國また然りである。三國條約加盟國は、今後他國のおせつかひを受けずに、その共榮國確立に邁進をつづけるのみである。」

また、イタリア官邊でも、次のやうな見解を表明したのである。

「今回の日ソ中立條約成立は、獨軸參加諸國の勝利に資すること大なるものである。この新事態の展開により、若し米國が参戰する場合には、ソ聯は英國側に立つて世界戦に参加することとならうといふ、英國側の希望は水泡に歸したわけである。」

米國においては、日ソ中立條約は米國に備へるための處置だと論じてゐる者もあり、日本の眞意が諒解されるまではなほ多くの時を要するものともみられ、識者の間においては本條約成立によつて日米關係に新たな危機を加へるものとは見てゐないやうであると傳へられた。そして、

「日本がこの協定成立のみを頼みとして直ちに南進強行に乗り出すことはあるまいと考へられる一材料となつてゐる。」

この條約により招來されると考へられる具體的發展は、むしろ日支關係にあり、條約成立の結果、重慶政權に與へる心理的打撃は頗る甚大なるものあり、これを契機として、日支事變解決の氣運は一段と促進されるものとみられよう。

従來、ソ聯を獨軸國陣營から引離す政策を行つて來た米國政府にとつて新條約の成立は大きな痛手で、先頭バルカンの情勢に關し最大級の懸念を呈してソ聯の態度を稱揚した直後ではあり、このまゝでは米政府の面目は丸潰れで、米の對ソ政策の根本的再檢討は必至となるであらう。」

終りに英國における反響をみれば、今回の條約で英國政府が最も懸念してゐるのは、後顧の憂ひを絶つた後の日本が太平洋上にはゆる第三戰線を展開するのではないかと、日本の北方の安全が今回の條約により保障されたとする一部の見解を重視してゐるとも傳へられ、また、労働黨機關紙ヘラルドの外交記者は「ソ聯が重慶に對し從來通り熱意を以て物質的援助を續けるとは考へ難い」と率直に認めたのである。



# 相續税法の改正

物納制度が設けられました

今度相續税法が改正されましたが、これは相續税法につき不動産による物納の制度を設けるための改正です。以下、簡単に、それを説明することとします。

## 物納制度を設けた理由

事變勃發以來行はれた數次の増税に際し、相續税についても増徴が行はれ、その負擔は相當重くなつてきました。それで、相續財産中不動産の占める割合の比較的多いやうなときは、税を納めるのに相當困難を感ずるものもあるだらうと思へられるに至りました。尤も、かういふ場合の救済方法としては、現在既に年賦延納の制度があつて、十年以内の年賦延納を許可されることになつてゐるので

が、しかしそれだけでは不十分だから、物納の制度を設けた方がよいといふ議論が従來からあつて、昨年の議會でも、税制改正案の審議に關聯して、このことが強く要望されたやうなわけです。

それで政府は「相續税物納制度調査會」といふものを設けて、慎重に研究を重ねた結果、この際相續財産中不動産の占める割合が比較的多い者については、相續財産たる不動産による物納を認めることとし、納税のために不動産を處分しなければならぬやうな場合の、處分上の不利や不便を除き、納税上の困難を緩和しようとしたのです。これが、今回相續税について物納を認めた理由です。

## 物納を認める場合の條件

物納を認める場合の條件は、改正相續税法第十七條の二の第一項に規定されてゐます。すなはち(一)相續財産の價額中、不動産の價額が二分の一を超え、且つ(二)相續税額が千圓以上であることが必要です。そして(三)相續税法施行地に住所を有しない者につき開始した相續に對する相續税については、物納は許可されません。なほ、相續税は親族等に贈與をした場合にも、遺産相續の開始とみなして課税されますが、この場合の相續税についても物納は許可されません。それから、物納を求めようとするときは、相續税の課税價格の通知を受けた後二十日以内に、税務署長に申請する必要があります。申請書には物納すべき相續税額及び物納に充てようとする不動産を

## 記載しなければなりません。次に物納の目的物

ですが、物納に供することのできる不動産は、相續財産たる不動産に限られます。何の物件を以て物納に充てるかは、原則として納税義務者の申出でたものによりますが、その申出でた不動産が政府で管理したりまたは處分するに不適當と認めるときは、税務署長は、相續税審査委員會の諮問を経て、その變換を命じまたは物納を許可しないことが出来

ます。また相續財産の状況によつて、例へば相續財産の價額中不動産の價額が二分の一以上を占めてゐても、他の財産が、預金とか公社債または取引所に上場される株式などのやうに換價の容易な有價證券であるものが著しく多額であつて、税金の納付が容易な場合も物納を許可しないことが出来ます。

## 物納税額及び納付物の受入價額

物納は相續税額が千圓以上でなければ申請できないことは、前に述べた通りですが、千圓以上であつても物納し得る税額は、總税額のうち不動産に對する税額に限られます。例へば相續財産の價額が十萬圓、この税額が四千圓として、相續財産中の不動産の價額が六萬圓とすれば、物納し得る税額は四千圓の十分の六、すなはち二千四百圓です。但しこの税金に充てるべき適當な不動産がないときは、總税額の範圍内で、右の金額を超える部分についても物納を許可することが出来ます。

次に納付物件の受入價額は、原則として相續開始の時の現況によるのであります。すなはち、相續税課税上評定した價額によつて收納するのです。但し相續開始後不動産の現況に著しい變化を生じたときは、收納のときの現況により、そ

## の價額を定めることができます。

その他 相續税の一部について物納を許可された場合は、他の部分についてはやはり年賦延納の許可を受けることが出来ます。が、物納を申請しても物納財産が適當でなかつたために物納を許可されなかつた場合は、その税金についても年賦延納を申請することが出来ます。

物納財産が不適當なため變換を命ぜられ、物納を取りやめた場合も同様です。これらの場合の申請は變換の命令または不許可の通知を受けた後、二十日以内にしなければなりません。

最後に、物納は昭和十六年四月一日以後に開始した相續に對して許可されます。十六年三月三十一日以前に開始した相續については、たとへ税金の決定處分が十六年四月一日以後となつた場合でも物納は許可されません。(大藏省)



# 改正された刑法

司法省刑事局

今議會を通過した刑法中改正法律は、去る三月十二日公布され同月二十日から施行された。

現行刑法は、明治四十一年に施行されてから今回の改正まで、大正十年に僅かに一ヶ條が改正されただけであるが、その間政府は、人心の趨向、犯罪の情勢に鑑み、現行刑法を改正する必要があるとの臨時法制審議會の答申に基づき、昭和二年から司法省に刑法或監獄法改正調査委員會を設け、學者及び實務家を委員とし、全面的改正の準備を進めて漸く假案程度のもので得、昨年四月公表したのであつた。いはゆる改正刑法假案がこれである。しかしこれは假案程度のもので、その後も委員會の審議は繼續されてゐたが、刑法は國家の基本的法典の一つであるので、各委員の研究討議も熱心且つ慎重を極めたのである。

ところが、たゞく昨年十月、政府は各種委員會を整理することになり、右委員會もまた一時廢止されることになつたため、遂に委員會は審議未了に終り、その答申をなすに至らなかつた。

このやうな事情のため、また現下内外の情勢からみて刑法の全部改正案は今議會には提案できなかつたのである。しかし、現行刑法は前述のやうに施行後三十餘年を経過し、その後の人心の動向、犯罪の情勢、殊に現下の社會の實情に鑑みるときは不十分の點があるので、全部改正とは別に、この際、是非とも改正を要する部分の改正を行つて國內治安を確保し、國防國家體制の完璧を期す必要があるので、前記假案をも參酌の上、今回の一部改正を行つたわけである。

以下、改正の要點を條文の順序に従つて略述しよう。

第一 罰金不完納の場合における勞役場留置期間を延長したこと(第十八條の改正)

近時各種の法律に規定される罰金刑が一般に高くなり、従つて裁判所の言渡す罰金刑も高いものがあるので、勞役場留置期間を延長し裁判所の裁量の範圍を廣くする必要が生じてきた。それでその長期を「一年」から「二年」に延長し、なほ罰金の併科または罰金と科料とを併科した場合に、留置期間は「三年」を超えることを得ぬことにした。なほ科料の併科の場合における特則(第十八條第三項後段)は従前通りである。

第二 沒收の規定を擴充し(第十九條の改正)、追徴の規定を新設したこと(第十九條ノ二の新設)

先づ沒收の規定は次の三點で擴充された。すなはち沒收し得べき物として、(一)「犯罪行為の報酬として得たる物」が加つた。これについては従來も「犯罪行為に因り得たる物」の中に包含させる解釋がないではなかつたが、今回明文を置いてこれを明確にした。

(二)「犯罪行為より生じ若は之に因り得たる物又は其

の報酬として得たる物」の「對價として得たる物」も沒收し得ることになつた。例へば、闇取引で買つた品物を賣つた代金なども沒收し得ることになつたわけである。

(三) 従來は、沒收はその物が犯人以外の者に屬しない場合に限られたが、改正法では「犯罪の後」犯人以外の者が「情を知つて」その物を取戻したときには、犯人以外の者に屬する場合でも沒收し得ることになつた。

次に第十九條第一項第三號及び第四號に記載した物、すなはち犯罪行為より生じ若くはこれに因つて得たる物又は犯罪行為の報酬として得たる物(第三號)並びに以上の物の對價として得たる物(第四號)の全部又は一部を沒收することが出來ないときは、その價額を追徴することを得ることとした。犯罪行為に關聯する不法の利得を犯人の手に殘留せしめなためである。

以上、沒收の規定の擴充、追徴の規定の新設は、勞役場留置期間の延長とも相俟ち、國家總動員法や輸出入品等臨時措置法の罰則強化に呼應し經濟統制法令違反罪の防壁にも大いに役だつことであらう。

第三 強制執行を確保するため、並びに公けの競賣又は

入札の公正を圖るための規定を新設したこと(第九十六條ノ二及び第九十六條ノ三)

先づ第九十六條ノ二で「強制執行を免るる目的を以て財産を隠匿、損壞若しくは假裝讓渡し又は假裝の債務を負擔したる者」はこれを二年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處することにした。本條は、國家權力の發動である強制執行の實效を保護しようとするものである。隠匿とは、財産の所在を不明ならせしめる行為を、損壞とは、財産を毀損破損する等その價值を減少又は滅失させる行為を、假裝讓渡とは、眞實讓渡の意思がないにもかゝらず當事者間で讓渡を假裝する場合を、假裝の債務を負擔するとは、新たに虚偽の債務を負ふことをいふのである。

本條の罪は、強制執行を免れる目的で本條所定の行為をなすことによつて成立し、現に強制執行を免れたかどうかは問はない。

次に第九十六條ノ三で「偽計又は威力を用ひ公の競賣又は入札の公正を害すべき行為を爲したる者及公正なる價格を害し又は不正なる利益を得る目的を以て談合したる者」はこれを二年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處

すことにした。

本條は公けの競賣又は入札の公正を保護しようとするものである。公けの競賣又は入札とは、官公署その他公けの機關の行ふ競賣又は入札を指稱する。公けの場合に限らざるは、この場合において從來その弊害が最も著しく、その公正を確保すべき必要が特に大なるものがあるから、差當りこの規定を設けたのである。偽計とは、他人の正當な判り又は實施を誤らせるに足る手段方法を、威力とは、人斷又は實施を制壓する勢力を、談合とは、入札者又は競賣の申込者が互に通謀して或る特定人を契約締結者にするため、他の者は一定の價格以下又は以上では入札又は付値をなさないことを協定することをいふ。談合は建築や土木の請負入札に際し、しばしば行はれるところで、從來詐欺罪が成立するや否やには議論があり、大審院判例はこれを消極に解してゐたが、今回は別の見地からその或る場合が處罰の對象となつたわけである。すなはち、談合は公正な價格を害し又は不正なる利益を得る目的に出でたものが罰せられるのである。

以上の二簡條は多年要望されてゐたところであり、殊に

貴重なる官公署豫算の一部が、不正な談合金のやうな形で不當に消費されることを防止することは現下ますます必要なることであらう。

第四 安寧秩序に對する罪を新設したこと(第七章ノ二) 先づ第百五條ノ二で「人心を惑亂することを目的とし

(第一項)又は銀行預金の取付其他經濟上の混亂を誘發することを目的として(第二項)虚偽の事實を流布したる者」は「前者は之を五年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に、後者は七年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處することにし、第百五條ノ三で「戦時、天災其他の事變に際し人心の惑亂又は經濟上の混亂を誘發すべき虚偽の事實を流布したる者」は、これを「三年以下の懲役若しくは禁錮又は三千圓以下の罰金」に處することにした。從來かかる場合は、警察犯處罰令によつて拘留又は科料に處するか又は軍事に關してゐれば陸海軍刑法によるほか、適切な規定が缺けてゐたのである。

第百五條ノ二は戦時、平時を問はず適用あること、いはゆる目的罪の形式になつてゐる點で第百五條ノ三と異り且つ刑も重くなつてゐる。人心を惑亂するとは、世人に中正の

判断を失はせることを、流布とは、不特定又は特定多數の人に傳播させることをいふ。戦時、天災その他の事變に規定してゐるから、本條に「いふ事變」は、戦時又は事變に際してといふ場合の「事變」よりもその範圍が廣い。天災とは大正十二年の關東大震火災のやうなものを指す。

第百五條ノ四で「戦時、天災其他の事變に際し暴利を得ることを目的として金融界の攪亂、重要物資の生産又は配給の阻害其他の方法に依り國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行為を爲したる者」はこれを「無期又は一年以上の懲役」に處し、情狀により「十萬圓以下の罰金」を併科し得ることとした。暴利とは、戦時、天災その他の事變に際しその地方の事情に照して著るしく不當な高利益をいひ、金融界の攪亂とは、例へば銀行預金の取付などをいひ、重要物資とは、例へば生活必需品その他の物資をいひ、結局いづれも社會通念によつて決すべきものである。

國民經濟の運行を阻害する虞とは、單に一の極めて小地域の經濟の運行を阻害する虞れあるに過ぎない場合はこれに該當しないが、例へば東京、大阪のやうな全國的影響力を有する地方の經濟運行を阻害することはこれに該當す

ることならう。情状により罰金刑を併科し得ることとしたのは、本罪が暴利を得ることを目的とする犯罪の性質を有するからである。

なほ、國防保安法第九條及び第十條では、外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的に出でた治安擾亂行為、經濟擄亂行為を處罰することになつてゐるが、これら兩法の規定が相俟つて國內の安寧秩序の完全な確保が圖られるわけである。

**第五 失火罪の刑を加重したこと**、第百十六條の改正及第百十七條ノ二の新設

従來、失火罪の刑(三百圓以下の罰金)は輕きに失するといはれてゐたのでこれを改正したのである。これによつて森林法の森林失火罪の刑が千圓以下の罰金であることとの權衡もとれることになつた。すなはち普通失火罪の刑を「千圓以下の罰金」に改めるとともに、新たに「業務上の過失又は重大なる過失」に出でた場合の加重罪を設け、この場合には「三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金」に處することにした。物資がますます「缺乏」して來る折柄、一般の警戒

に資する趣旨においても改正の意義は十分あるであらう。

**第六 公正證書原本不實記載罪等の刑を加重したこと**  
(第百五十七條の改正)

従來よりいはゆる公正證書原本不實記載罪の刑(二年以下の懲役又は百圓以下の罰金)は輕きに失すと稱されてゐたが、近時社會の實情に徴じ戸籍簿、登記簿その他公正證書原本の記載内容の眞實性を保護する必要がいよゝ緊切に認められるので、その刑を「五年以下の懲役又は千圓以下の罰金」に高められたのである。第百五十七條第三項の改正は右第一項の改正に伴ひ刑の權衡を圖るためである。

**第七 贈收賄罪の規定を擴充強化したこと**(第百九十七條乃至第百九十八條、第四條)

公務員の廉潔を確保し、官紀の振聳を圖ることは如何なる時代でも必要であるが、殊に現下のやうな戰時統制經濟の行はれる時には一層その必要が痛感される。そこで今回、贈收賄罪の規定の全面的改正をしたのである。

先づ第一に處罰の範圍が擴張された。すなはち、新たに(一)公務員(以下仲裁人の場合も同じ)たらんとする者、そ

の擔當すべき職務に關し請託を受けて賄賂を收受、要求又は約束したるときは公務員又は仲裁人と爲つた場合に、(第百九十七條第二項)、(二)公務員其職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供與せしめ又は要求若くは約束を爲したるとき(第百九十七條ノ二)、(三)公務員たりし者其の在職中請託を受けて職務上不正な行為を爲し、又は相當の行為を爲さざりしことに關し賄賂を收受、要求又は約束したるとき(第百九十七條ノ三第三項)は、いづれも「三年以下の懲役」に處することにした。第三者とは、個人でも團體でも總て含まれる。例へば自己の關係する團體、何々會といふやうなところ(供與せしめる場合も含まれる。其の第三者が賄賂たるの情を知ると否とは問はぬ。(四)贈賄罪の範圍も以上に照應して擴大された(第百九十八條)。

第二に刑が強化された。すなはち(一)公務員の在職中の賄賂罪は、従來は請託の有無を區別せず一律に三年以下の懲役に處してゐたのを、請託を受けた場合には刑を加重し「五年以下の懲役」に處することにした(第百九十七條第一項)。(二)公務員が賄賂を犯し因て不正の行為を爲し又

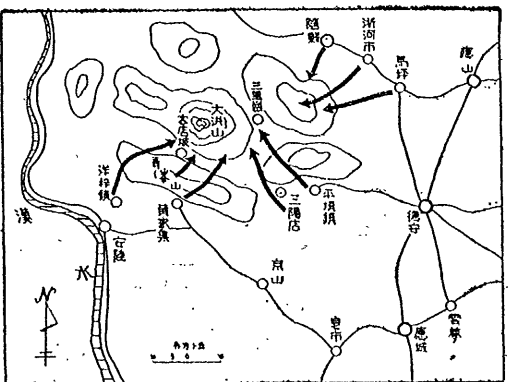
は相當の行為を爲さざるときは、従來は一年以上十年以下の懲役であつたが、これを「一年以上の有期懲役」即ち一年以上十五年以下の懲役に改めた(第百九十七條ノ三第二項)。

(三)公務員がその職務上不正の行為を爲し又は相當の行為を爲さざりしことに關し賄賂したときは、従來は別に加重規定が無かつたが、改正法はこれを「一年以上の有期懲役」に處することにした(同條第三項)。(四)贈賄罪の刑が三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金であつたのを懲役刑はそのまゝとし、罰金刑を五百圓から「五千圓」に引上げた(第百九十八條)。(五)なほ、贈賄罪の自首減免の特則(第百九十八條第三項)は總則第四十二條を以て足り、特にこれを設ける實益に乏しいから削除した。

なほ、右の公務員の贈收賄罪の規定の改正と共に國家總動員法及び輸出入品等臨時措置法の改正により、これらの法律に基づく命令に依り統制事務に従事する團體の役員、又は使用人の贈收賄の處罰規定が新たに設けられたが、兩者相俟つて戰時統制經濟の基礎をいよゝ強固にしようとするものである。

# 大洪山脈方面の戦況

大本營陸軍部



## 大洪山西麓方面

一般の状況  
わが軍の數次に互る進撃作戦によつて逐次戦力を低下しつゝ、あつた敵第五戰區司令官李宗仁麾下の王縱緒軍(四川軍)は、三

月下旬以來、大洪山脈方面新四軍討伐のため派遣された陳大慶軍(中央直屬軍)合計七ヶ師約十萬の兵力を以て、またもや安陸東北方の大洪山脈の天險を恃んでわれに抵抗を企圖してゐた。そこでわが第一線部隊は敵の戦力撃破の目的を以て、初夏の候これが撃滅のため大洪山脈中を活動中である。

### 作戰經過の概要

わが北野、杏、今村、遠藤、奥津、中上、小浦、鶴澤、川上、新田、菊山の諸部隊は、去る四月九日より作戦行動を開始した。即ち一部を以て正面より敵を牽制し、有力なる一部を以て黄家集(安陸東方)附近より行動を開始し、重慶岷々たる山岳谷を縫つて朝陽店附近の敵堅陣を急襲

した。

別に有力なる部隊を以て洋梓鎮方面より行動を起し、錯雑難なる地形を踏破して應城附近の堅陣を突破して一舉に敵が難攻不落を頼む主力陣地の側背に進出、敵主力を放水、上流河孟の要衝客店坡周邊地區に包圍して、十一日朝以來敵が死守せる堅嶮猴兒寨、獅子尾、青峯山、跑馬寨等を背面より力攻した。十時十分各部隊は青峯山を攻略、つづいて獅子尾を占領、狩野部隊また十二時二十分猴兒寨に突入して完全にこれを占領した。

また別に有力なる部隊を以て脱走する敵を求めて隨所にこれを捕提殲滅した。この戦闘中、今村部隊長は周家集附近において名譽の戦傷を受けた。

かくて行動開始以來數日を以て大洪山脈南麓の敵第百六十一、九十一各師並びに遊撃隊はわが軍の攻撃によつて悉く壊滅し、こゝに作戦は一段落を告げるに至つた。十二日夕刻までの戦果は、敵の遺棄死體九百五、捕虜百十七、迫撃砲五、重機二、輕機十八その他であつた。

## 大洪山東麓方面

南大洪山脈における友軍の作戦に呼應すべく、秘かに隨縣東北方浙河市附近に集結中のわが部隊は、十二日行動を開始し、四月十四日湯恩伯軍麾下の二十九軍第九十三師を撃破して同師司令部の所在地三里崗を占領した。奥津、三山田、兒玉、八木、播磨、笹原各部隊は、同地附近を掃蕩したのち十五日朝三里崗南方四キロの楊家畔附近において岷岷たる山嶽地帯を突破、北上し來つた鶴澤、吉村、井上、丸山、新田、山本、佐藤の諸部隊と合し南進、反轉作戦に移つた。

### 訂正

週報第三五號四月二日號所載昭和十六年度戦況についての中、三七頁一段六行第十二條を、第十二條に、三八頁二段九行第十二條を、第十一條に、四〇頁三段八行、一月一日を、二月一日に、同段後より五行、十月三十一日、九月三十日にそれぞれ正誤します。

# 支那方面海軍作戦の戦果

— 三月中 —

## 大本營海軍報道部

### 航空部隊

先づ海軍航空部隊は、宜昌周邊の敵陣地、浙江福建兩省沿岸や揚子江流域等の敵據點の撃破を始めとして浙贛ルートの要衝、垵地及び滇緬ルート、昆明方面軍事施設に猛爆撃を敢行する一方、長驅して成都を急襲して敵機三十四機を撃墜大破または炎上させ、更に南支方面では、紅海灣、碣石灣への陸軍上陸作戦に協力して、いづれも多大の戦果を収めた。すなはち

陽、三日安徽省南方の省境徽州、浙江省西方境淳安、安慶南方港口鎮、五日洞庭湖西岸の常德、八日江西省西境揚子江岸の巴東、十日江西省浙贛線の要衝贛潭附近の敵の軍事施設、軍用倉庫などを爆撃粉砕し、六、七、八の三日間には陸軍作戦に協力して宜昌周邊の敵陣地や軍用舟艇群を連続攻撃した。また一日と三日には、多數の編隊群で衢州、江山、温州、松門(浙江省)、玉山、廣信、戈陽、貴溪、建甌(江西省)、連江、同安(福建省)などの敵陣地、軍事施設や軍用舟艇群を爆撃し、衢州と玉山では敵の飛行場や附属施設を爆撃炎上させた。

また揚子江下流では大運河の確保に任ずるとともに、寶應平、湖邵伯附近所の在の敗殘新四軍大刀會匪等を撃破して多數の軍需品を鹵獲した。

舟山羣島方面では、一日金塘山島に陸軍隊を上陸掃蕩、二日鎮海東方の算山島の敵陣地砲撃、四日は舟山島で敵軍用舟艇二隻を砲撃、さらに六日には石浦の敵陣地を攻撃した。

南支方面 海南島では、陵水、仙島、文昌、烟墩、石壁、樂安、重興、萬寧、蓬萊、牛角市、澄邁、嶺口などの島内各地に轉戦して敵を撃破掃蕩した。抗戦敵兵力約三千五百、戦果敵遺棄死體約五百、捕虜六六、鹵獲兵器小銃一一四、その他武器彈藥多數。

また三日多數艦艇で廣海、陽江、電白、水東、臺山、北海方面に揚陸する陸軍部隊を護送、上陸作戦を援助し陸

### 艦艇及び陸戦隊

三月中艦艇及び陸戦隊は治安の肅正水路の確保に専念し、連日出動して敵の遊撃隊を捕捉殲滅し、また南支方面では廣海、陽江、電白、水東などの陸軍上陸作戦に協力した。

北支方面 では、連雲港北方の石臼橋、青島東方の勞西區、山東半島北西端の三山附近に蠢動する敵艦を攻撃し、その他軍需品多數を鹵獲した。

中支方面 では、揚子江流域で連日掃蕩戦を實施し、安慶、岳州、湖口附近の敵を撃退して水路の確保に任じ、また南京下流三角地帯では、杭州周邊、蘇州北方と高郵湖東岸地區における陸軍の掃蕩作戦に協力して、敵を潰走させた。その他土橋、九江、岳城などの周邊に陸戦隊を揚陸して遊撃隊を討伐、

また揚子江下流では大運河の確保に任ずるとともに、寶應平、湖邵伯附近所の在の敗殘新四軍大刀會匪等を撃破して多數の軍需品を鹵獲した。

海軍緊密に協力して各地の無血上陸に成功した。

### 封鎖部隊

沿岸封鎖に従事してゐる艦艇は、嚴重な封鎖監視を繼續すると共に海岸の敵陣地を砲撃撃破し、二十八日には温州の南方飛雲江上深く遡行して瑞安を制壓した。一方二十二日以来陸軍部隊の紅海灣及び碣石灣敵前上陸に協力して陸軍船團の護衛、上陸地點の制壓基地の確保に任じ、陸海軍協同作戦の妙味を發揮した。

三月中沿岸航行遮断に従事中の艦艇は約四千隻のジャンクを臨検し、軍需品武器彈藥等を輸送中のもの四十六隻を處分、黃浦江上でも多數のジャンクを臨検、利敵行為を抑壓した。

本月中の處分機雷數は、揚子江八十箇、珠江四十四箇、合計百二十四箇。

# 一億を突破した我が國人口

—發表された昭和十五年國勢調査の結果—

昨昭和十五年十月一日に施行された國勢調査の人口確定数が四月十八日發表された。

その結果によると内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島を包括した帝國全版圖の人口は、總數一億五百二十二萬六千一百一人で、そのうち男は五千二百八十九萬六千八百六十二人、女は五千二百三十二萬九千二百三十九人となつてゐる。また内地の總人口は七千三百一十一萬四千三百八十八人である。今、大正九年第一回以來各回の國勢調査にあらはれた人口増加の趨勢を見ると次の通りである。

調査年次	全版圖	内地
大正九年	七,七六三,三〇一人	五,九三〇,〇〇〇人
大正十四年	八,四三六,九〇九人	六,七三六,八三三人
大正九年に對する増加數	六,五〇三,六〇八人	三,七七三,七六九人
大正九年に對する増加割合	八・四%	六・七%
昭和五年	九,四三三,四〇二人	六,四四三,〇〇五人
大正十四年に對する増加數	七,一四二,四二二人	四,七三三,一八三人
大正十四年に對する増加割合	八・五%	七・九%
昭和十年	九,六〇四,一七三人	六,九三三,四八八人
昭和五年に對する増加數	七,五二七,七六三人	四,八〇四,一四三人
昭和五年に對する増加割合	八・二%	七・五%

昭和十五年 一〇,三三六,〇二一人  
昭和十年に對する増加數 六,二九一,九二八人  
昭和十年に對する増加割合 六・六%

即ち帝國全版圖の總人口は、前回の昭和十年に比べて約六百三十萬人増加し、増加割合は約六・六半である。この増加は従前のそれに比べると、人數においても割合においても稍、減少してゐる。

次に内地の總人口は七千三百萬人餘であるから、昭和十年の六千九百萬九餘人に比べて約三百八十六萬人を増加したわけである。この増加は、大正九年と十四年との間における増加にほぼ等しく、その後のものと比べると約百萬人を減少してゐる。これは支那事變等の影響によつて人口の自然増加が減少したこと、大陸その他内地外に往住するものが増加したこと等に原因してゐるものと思はれる。

府縣中前回の昭和十年に比して増加した府縣は、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、富山、福島、岩手、青森、山形、秋田、富山、廣島、山

口、和歌山、愛媛、福岡、佐賀、宮崎の三十二府縣と北海道で、そのうち人口増加の著るしいものは、東京の九十八萬五千餘人を筆頭に、大阪の四十九萬五千餘人、神奈川の三十四萬八千餘人、兵庫の二十九萬七千餘人、愛知の三十萬三千餘人、福岡の三十三萬八千餘人をあげることが出来る。これらはいづれもその増加の割合が一割以上となつてゐる。

前回に比べて減少してゐるのは、滋賀、長野、福井、石川、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、高知、大分、熊本、鹿児島、沖縄の十四縣で、そのうち減少の著るしいのは石川、徳島、香川、熊本、沖縄の諸縣であつて、一萬八千人乃至一萬人程度を減少してゐる。人口の減少してゐる縣が、いづれも東京以西に在るのが注目される。なほ従來府縣人口の減少する例は少く、昭和十年に人口數の減少を見たのは長野、高知、佐賀の三縣に過ぎなかつたが、今回は前に述べたやうに十四縣にも及んでゐる。これは近年人口の地域的移動が激しくなつたことを物語つてゐると解してゐると思ふ。

内地の各市についてみると、昭和十年に比べ増加率の



高いのは、尼崎市の一五四%、川崎市の九四%、川口市の八〇%、室蘭市の六五%増等が著るしものである。

なほ六大都市についてみると、昭和十年に比べて今次調査における人口増加は次の通りである。即ち増加数の最も多いのは東京市であり、増加率の最も高いのは横浜市である。一方、京都市の人口は殆んど増加してゐないと云つても可い。

昭和十五年	昭和十年	増加数	増加割合
東京市 六七六、八〇〇	五八五、五七〇	九一、二三〇	一五・四%
京都市 一〇六、七六六	一〇六、五五五	二一、二一一	一九・九%
大阪市 三三三、三三三	二九八、八八八	三四、四五五	十一・六%
横浜市 九六、〇〇〇	七四、〇〇〇	二二、〇〇〇	二三・三%
神戸市 九六、〇〇〇	九三、〇〇〇	三、〇〇〇	三・一%
名古屋市 一三〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	二二、〇〇〇	一六・八%

次に、内地の人口を市部人口と郡部人口とに区分すると、市部人口は二千七百五十七萬七千餘人、郡部人口は四千五百五十三萬六千餘人である。即ち市部人口は内地人口の約三割八歩を占め、約六割二分が郡部人口となつてゐる。左に昭和十五年國勢調査の結果を掲げるが、今度の國勢調査では調査の時期たる昭和十五年十月一日の午前零時

に、帝國版図内に現在した者は、内地人、外地人いづれたるを問はず全部洩れなく調査し、現役軍人、應召軍人、軍屬等の人も、たとへその人々が帝國版圖外にあつても、それらの縁故關係世帯から、その世帯に現在するものとして、申告させる特別の方法によつたために、今回發表の確定人口中には、これらの人々を全部含んでゐるのであつて、必ずしも調査の時期に當該地域に現在した人口数と同じではない。この點が從來のやり方と異つてゐるから、今回の人口数を見てこれを利用するに當つては、その點に注意を願ひたす。

昭和十五年國勢調査人口確定數

内地	總數	男	女
内地	三、二四三、八	一、六五八、〇	一、五八五、八
朝鮮	二、四三三、七	一、三三三、〇	一、一〇〇、七
臺灣	五、八七〇、八	三、九〇六、五	一九六四、三
樺太	四、四九一、一	二、三九八、三	一、〇九二、八
南洋群島	一、三七一、七	六八二、五	六八九、二
合計	一〇、九三〇、一〇一	五、八六八、八	五、〇六一、三

内地道府縣別人口確定數

内地	總數	男	女
東京府	七、三二一、四三〇	三、六五八、一〇〇	三、六六三、三三〇
京都府	一、七二九、九三三	八六三、四九四	八六六、四三九
大阪府	四、七九二、九六六	二、四六〇、五七四	二、三三二、三九二
神奈川縣	二、一八八、九七四	一、一三七、九三六	一、〇五一、〇三八
兵庫縣	三、三三三、三三三	一、六六三、七七一	一、六六九、五六一
長崎縣	一、三三三、三三三	六九八、六二七	六三四、七〇六
新潟縣	一、〇六四、四〇一	五九八、三三三	四六六、〇六八
埼玉縣	一、六〇八、〇三九	七九八、三三三	八〇九、七〇六
群馬縣	一、三九九、〇二七	六三三、七〇八	六六五、三一九
千葉縣	一、五八八、四二五	七七六、五四一	八一一、八八四
茨城縣	一、二二〇、〇〇〇	八〇一、九二四	六二五、〇五八
栃木縣	一、〇〇六、六三七	五九一、五九八	三二四、〇三九
奈良縣	六二〇、五〇九	三〇五、六八一	三一四、八二八
三重縣	一、一九八、七八三	五八五、四二七	六二五、三五六
愛知縣	三、一六六、五五二	一、五八三、五〇〇	一、五八三、〇五二
靜岡縣	二、〇一七、八六〇	九九六、八八三	一、〇二〇、九七七
山梨縣	六六三、〇三三	三三〇、五五五	三三二、四七七
滋賀縣	七〇三、六七九	三三二、〇三三	三七一、六四六
岐阜縣	一、二六五、〇二四	六三三、二〇四	六三二、〇二四
長野縣	一、七二〇、七二九	八三三、九八七	八八六、七四二
富山縣	一、二七三、三八八	六三三、三五〇	六四〇、〇三〇
石川縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
福井縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
山形縣	一、〇〇五、〇〇九	五〇八、四〇四	四九六、六〇四
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九	四九六、六〇四	四九六、六〇四
岩手縣	一、〇九七、七九三	三三三、七三六	三六四、〇五七
福島縣	一、〇二五、五二一	七九七、七八八	七二七、七三三
山形縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
秋田縣	一、〇二二、七五八	五二四、〇一八	五〇八、七四〇
青森縣	一、〇〇五、〇〇九		

内地市別人口確定数

市名	人口總數
東京市	六、七七八、八〇四
大阪市	三、三二五、三三〇
名古屋市	一、三二八、〇八四
京都市	一、〇八九、七三六
神戸市	九六八、〇九一
横濱市	九六七、三三四
神戶市	三、四三三、九六八
廣島市	三〇六、七六三
川崎市	三〇〇、七七七
八幡市	二六三、三〇九
長崎市	二五二、六三〇
吳門市	二三八、一九五
仙臺市	二二二、一九八
静岡市	二〇六、一〇三
札幌市	二〇五、九八九
佐世保市	二〇三、八六二
函館市	一九六、〇二二
下關市	一九五、二〇三
和歌山市	一九四、一三九
熊本市	一九三、三五八
横須賀市	一九〇、二五七
鹿兒島市	一九〇、二五七
金澤市	一八六、二九七
堺市	一八二、一四七
尼崎市	一八一、〇一一
小倉市	一七三、六三九
岐阜市	一七二、三三〇
滋賀市	一六六、三三六
小樽市	一六四、二八二
岡崎市	一六三、五五二
新潟市	一五〇、九〇三
豊橋市	一四二、七一六
門司市	一三八、九九七
布市	一三三、七二四
富山県	一二七、八五九
大牟田市	一二四、二六六
徳島市	一一九、五八一
高松市	一一七、五三四
高知市	一一二、二〇七
姫路市	一〇七、六二八
山形市	一〇六、六四四
津市	一〇四、二五九
清水市	一〇三、七七四
長岡市	一〇二、四一九
宮崎県	一〇〇、六八〇
宮崎市	九九、〇六五
水戸市	九九、一一五
吹田市	九四、五九五
千葉市	九三、〇六一
久留米市	八九、四九〇
若松市	八八、九〇一
宇都宮市	八七、八六八
旭川市	八七、五二四
前橋市	八六、九九七
桐生市	八六、〇八六
戸田市	八四、二六〇
日立市	八四、〇七三
盛岡市	八二、八八五
盛岡市	七九、四七八
大分市	七九、四二六
長野市	七六、九八五
長野市	七六、八六一
長野市	七三、四九四
高松市	七二、七九五
松本市	七一、〇〇二
高松市	七〇、七九二
一宮市	六九、一八四
山形市	六八、六二五
津市	六八、六一七
清水市	六八、六一七
長岡市	六七、五三二
宮崎市	六六、九八七
宮崎市	六六、四九七
水戸市	六六、二九三
吹田市	六五、八一二
那覇市	六五、七六五
別府市	六四、七二四
四日市市	六三、七三三
川崎市	六三、一八〇
八王子市	六二、二七九
秋田市	六一、七九一
銚子市	六一、一九八
浦和市	五九、六七一
高岡市	五九、四三三
防府市	五八、八九〇
都城市	五八、八一九
市川市	五八、〇六〇
郡山市	五七、四〇二
奈良市	五七、二七三
福山市	五六、六五三
大垣市	五六、六一七
今治市	五五、五五七
松江市	五五、五〇六
沼津市	五三、一五五
宇治市	五二、五五五
宇治市	五二、一〇一
宇治市	五一、四九八
宇治市	五一、四四五
宇治市	五〇、九〇七
宇治市	五〇、四〇六
宇治市	四九、八一〇

鳥取市	四九、二六一
半田市	四九、一五三
米澤市	四八、八一六
尾道市	四八、七二〇
足利市	四八、三二〇
福島市	四八、二八七
若松市	四八、〇九一
明石市	四七、七五一
米子市	四七、〇五一
直方市	四七、〇二六
飯塚市	四六、六八五
岸和田市	四六、四八六
瀬戸市	四五、七七五
豊中市	四五、〇一三
諫早市	四四、四一八
平塚市	四四、三九二
新居浜市	四三、三九二
釜石市	四二、一六七
桑名市	四一、八四八
鎌倉市	四〇、一五一
岡谷市	四〇、〇三三
伊勢崎市	四〇、〇〇四
熊谷市	三九、四二二
三原市	三九、〇七二
徳山市	三八、四一九
川越市	三八、四〇七
能代市	三七、〇五四
藤澤市	三六、七六九
帯広市	三六、五五五
三條市	三六、四四三
石巻市	三六、四四二
彦根市	三六、一四一
鶴岡市	三五、九八六
池田市	三五、四九四
玉野市	三五、四六七
松阪市	三五、三九一
津山市	三五、〇六一
上田市	三四、五七九
飾磨市	三四、二八九
川内市	三四、二八九
入代市	三三、五八六
下松市	三三、二二二
新宮市	三三、一四〇
萩市	三三、一七〇
酒田市	三三、一三〇
福知山市	三一、八四八
八幡平市	三一、七二八
敦賀市	三一、三四六
唐津市	三一、三四二
高山市	三一、二九六

栃木市	三一、一九五
島田市	三〇、四一一
高岡市	三〇、一五二
平塚市	三〇、二二六
七尾市	二九、九八七
舞鶴市	二九、九〇三
柏崎市	二九、五六七
洲本市	二九、四六一
中津市	二九、四一四
海津市	二九、〇九一
館山市	二八、五九一
飯田市	二八、四九四
九龍市	二八、九二八
多治見市	二六、八二〇
熱海市	二四、四七七
首里市	一七、五三七

寫眞週報

(四月二十三日發行)

金屬資源の回收 特輯

- ☆諸外國の金屬回收  
— ドイツ、イタリヤ、イギリス、スウェーデン等
- ☆各官公署は率先金屬特別回收に乗り出した
- ☆鐵の出来るまで(續) ☆近代兵器の母特殊鋼
- ☆お役に立つ家庭の金物
- ☆ソ聯ドイツは斯く松岡外務大臣を迎へた
- △モスクワ驛頭の松岡外務大臣
- △ベルリン・アン・ハルター驛に着いた松岡外務大臣
- △日章旗に湧くベルリン
- ☆日ソ中立條約の成立(續) ☆新しい法律の話(續)



露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書紹介

日本語の問題(國語と國語教育) (石里修著) 日本語の不自由或ひは混亂について、説明し、現在の國語問題がどのやうであり、今後どう解決するべきかといつたこと論じてある。 (四六判、二七二頁、定價二圓二角) 發行東京市神田區神保町一ノ三(五條文館)

月、著者が文部省内の教育研究會において講述したものの筆記、次に文部時報に掲載されたものを補正し、單行の書として上梓したものである。 (四六判、二七二頁、定價二圓二角) 發行東京市神田區神保町一ノ三(五條文館)

日本の富強(新村出著) 本書は日本人南洋日本語がアイヌ語が、天竺時代の國語など二十六篇の語源の研究論文を収めてある。 (四六判、二七二頁、定價二圓二角) 發行東京市神田區神保町一ノ三(五條文館)

能樂研究(能勢朝次著) 本書は既に諸雜誌に發表せられた論文を輯めて、單行本として上梓したものである。内容は能樂研究法を始め十五篇が收められてゐる。 (四六判、二七二頁、定價二圓二角) 發行東京市神田區神保町一ノ三(五條文館)

教學局選奨圖書

古事記概説(山田孝雄著) 昭和十四年三月

大東亞共榮圈及太平洋要圖

四月三十日發行の週報に添附。大きさは週報十六頁大。オンセット三度刷。列國の海軍基地、航空基地、潜水艦基地、その他各國の定期航空路など、波高き南方認識の好資料と思ひます。 (定價は本誌と同一) 週報四月三十日號附録

週報

昭和十六年四月二十三日發行  
編輯部 東京市神田區神保町一ノ三  
印刷部 東京市神田區神保町一ノ三

定價

一部 五錢  
内閣印刷局發行課  
電話九ノ内田三五一、九  
振替東京一九〇〇一

全國各地官報販賣所  
各書店・驛賣店

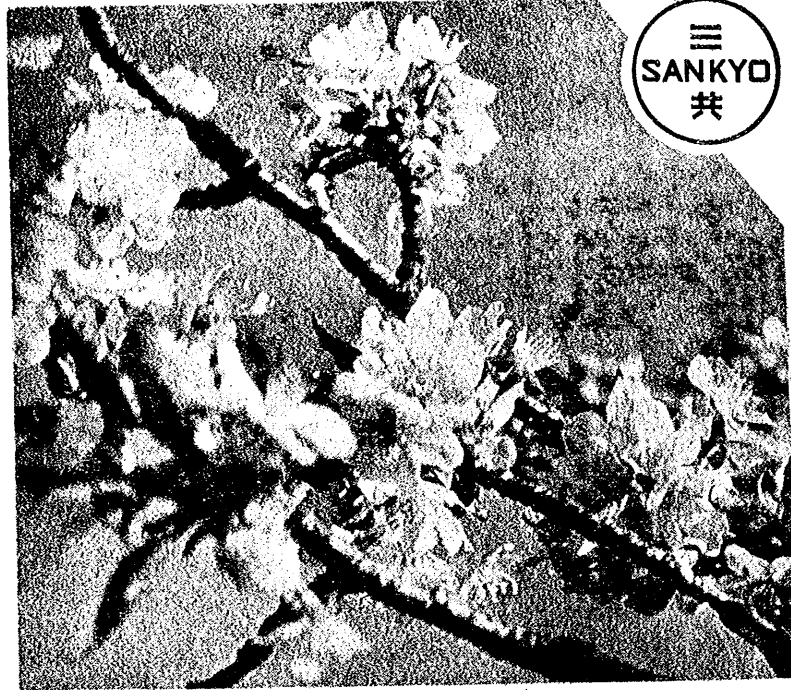
注意  
▲本誌より複製の場合、必ず週報第何號より複製の旨を明記し、その複製誌を情報局週報編輯部宛に送付して下さい。  
▲本誌記事の全部複製は御断り致します。  
▲複製記事に對する御希望を附屬に願ひ、御意見も週報編輯部宛にお知らせ下さい。  
▲本誌を他へお送りの場合、郵費一部五錢。  
▲本誌へ廣告御希望の方は内閣印刷局へ

日産火災海上保險株式會社  
本社 東京丸の内  
支社 伊吹川義丸  
相談社 東京丸の内

週

報

昭和十一年四月二十三日  
昭和十六年四月二十三日  
第三種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行）



## 結核時の 食慾不振に **タカチアスターゼ**

澱粉の消化過程はジアスターゼにより麦芽糖に分解され次に腸液中のマルターゼにより葡萄糖に迄分解されるが

タカチアスターゼはジアスターゼの外にマルターゼを共有する故澱粉は一気に葡萄糖にまで分解され尚ほ蛋白質、脂肪、纖維素、ペプトン其他鹽類分解酵素數種を含有してゐる強力な消化酵素である

〔適應症〕 消化不良 食慾不振 胃部膨滿 (粉末、錠劑)

東京市日本橋區室町 三共株式会社

(判1A51格規定國はさき大の書本)

内閣印刷局印刷發行